

Dr. 和の町医者日記



「親の介護」シリーズ②

「みなさんは介護保険料を払っていますか」。参加者のほとんどが40〜50代の講演会で、こんな質問をしてみました。答えの大半は「よく分からない」。

健康保険料と一緒に天引きされているので、分かりにくいかもしれませんが、40歳以上の人は毎月5千円程度の介護保険料を払っているはず。健康保険は保険証1枚を持ってさえいれば、全国のごこの病院にもかかれますが、介護保険は介護保険証を持っていてもすぐには使えません。

まずは、要介護認定を受ける必要があります。介護が必要だと思ったり、まず市役所などの窓口で介護認定の申請をしてください。その際に「主治医は誰ですか」と聞かれますから、病

院の先生ないし、かかりつけ医の名前を告げてください。

介護認定の作業は、2つの資料を総合して判断されます。ひとつは役所の認定調査員による調査結果。もうひとつは、主治医が書く意見書です。日常生活の項目については、主治医でも把握できていない内容があるので、家族の方が予診表のような黄色の表紙の紙に、困っていることを具体的に書き込んでいたければ助かります。

この2つの資料を突き合わせながら、介護認定審査会で介護度を決めていきます。私も10年ほど、審査会の委員を拝命していますが、毎月役所に出向き、5人の委員と討議しながら、1回につき約50人分の介護度を判定しています。

なぜ2つの資料で決めるのかといえば、調査員の報告は機械的で、コンピュータ入力です。一方、主治医の意見書はアナログ的で、機械的な判断では漏れるかもしれない事情もくみ取るために、両者の突き合わせを行うのです。

認定結果は要支援1から要介護5まで、7段階に区分され、介護費用の上限が決まります。もし、要介護5と判定されたならば、月に約36万円分の介護サービスを受けることができます。あくまで上限なので、1円も利用しなくてもいいし、逆に36万円を超える分は保険が効かないので自費で払っても構いません。

特定疾病 40歳以上65歳未満が介護認定を受けることができる病気。40〜64歳は第2号被保険者と呼ばれ、厚生労働省が定める末期がんや神経難病、脳血管疾患などの16疾病が要介護認定の対象となる。交通事故の後遺症などは対象外。

介護保険を上手に利用して

ケアマネジャー選び

要介護認定とは、あくまで上限枠を決める作業。65歳以上の人は病名にかかわらず、介護が必要と判断されたら、誰でも申請できます。

一方、40歳〜64歳の人は末期がんや神経難病などの特定疾病の患者しか、申請できません。ただし、末期がんの人は、主治医がその旨を意見書に書けば、認定調査員が大至急来て、認定結果も早く出ることになります。

さて、実際に介護サービスを受けるには、ケアマネジャー(ケアマネ)にケアプランを作成してもらうこととなります。私が診ている在宅患者さんの中には長年、要介護5の親のケアプランを自分でつくっている子供さんもいます。

医者と同じで、ケアマネも患者さん側が自由に選べます。万が一、相性が悪ければ変更も可能。ケアマネさんは介護施設や医療機関などに所属している人が大半で、独立型のケアマネさんはほんのわずかです。

もし、ケアマネ選びに迷ったら、近所の介護家族の口コミやかかりつけ医に相談するのも方法でしょう。在宅療養がうまくいくかどうかの鍵は、ケアマネが握っています。介護保険はなじみがない上、複雑なので制度をよく知らないという人がほとんどです。親の介護が近いと思ったら、子供世代は介護保険の仕組みをよく勉強しておきましょう。

H28. 6. 14



長尾和宏 (ながお・かずひろ) 東大卒後、大阪大第二内科入局。平成7年、尼崎市で「長尾クリニック」を開業。外来診療から在宅医療まで「人を診る、総合診療を目指す。医学博士。近著「平穩死・10の条件」「胃ろうという選択、しない選択」はいずれもベストセラー。関西国際大学、東京医科大学客員教授。57歳。

兵庫 庫